

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	両親学級の運営業務の委託について
--------	------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部牛込保健センター）

事業の概要

事業名	両親学級の運營業務																																								
担当課	保健センター																																								
目的	妊娠・出産、育児についての知識と情報を提供することにより、新しく母親、父親になる方が安心して出産を迎えられるようにする。また、育児等に関する指導・助言を行うことにより、初めての育児への不安を解消する。																																								
対象者	区内在住の妊婦とそのパートナー																																								
事業内容	<p>母子保健法第9条（知識の普及）に基づく事業で、昭和60年から「両親学級」という事業名で行っている。両親学級の主な内容は、父親による沐浴の実習や父親の役割についての講話、出産から乳児健診までの手続きやサービス等の説明などである。</p> <p>講座は、大変人気が高く、平成23年度より、定員を増やす、開催曜日を工夫するなどの対応を行ってきており、平成27年度は、前年度420組から510組へと定員数を増加させたが、定員オーバーが続いている状況である。</p> <p>そのため、区民ニーズに対応できるようさらに実施回数を増やす必要があるが、区職員（助産師等専門職を含む。）による実施回数をこれ以上増やすことは困難である。よって、両親学級の運營業務を、助産師を必要数従事させることができる業者に一括して委託する。</p> <p>1 当日実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親による人形を使用した沐浴実習 ・父親の妊婦ジャケット装着による妊婦体験 ・助産師による赤ちゃんを迎える心構えについての講義 ・着替え、おむつ交換実習 ・参加者同士の交流、意見交換 <p>2 年間実施予定</p> <p style="padding-left: 40px;">各保健センター 6回（180組） 合計 24回（720組）</p> <p>3 実績等（26年度からすべて土曜1日制）</p> <p style="padding-left: 40px;">両親学級開催回数（受講組数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛込保健センター</td> <td>4回(105組)</td> <td>5回(131組)</td> <td>5回(134組)</td> <td>4回(103組)</td> <td>5回予定 (150組定員)</td> </tr> <tr> <td>四谷保健センター</td> <td>3回(61組)</td> <td>3回(57組)</td> <td>3回(54組)</td> <td>3回(82組)</td> <td>3回予定 (90組定員)</td> </tr> <tr> <td>東新宿保健センター</td> <td>3回(67組)</td> <td>3回(81組)</td> <td>3回(80組)</td> <td>4回(110組)</td> <td>5回予定 (150組定員)</td> </tr> <tr> <td>落合保健センター</td> <td>3回(52組)</td> <td>3回(55組)</td> <td>3回(53組)</td> <td>3回(83組)</td> <td>4回予定 (120組定員)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13回 (285組)</td> <td>14回 (324組)</td> <td>14回 (321組)</td> <td>14回 (378組)</td> <td>17回予定 (510組定員)</td> </tr> </tbody> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	牛込保健センター	4回(105組)	5回(131組)	5回(134組)	4回(103組)	5回予定 (150組定員)	四谷保健センター	3回(61組)	3回(57組)	3回(54組)	3回(82組)	3回予定 (90組定員)	東新宿保健センター	3回(67組)	3回(81組)	3回(80組)	4回(110組)	5回予定 (150組定員)	落合保健センター	3回(52組)	3回(55組)	3回(53組)	3回(83組)	4回予定 (120組定員)	合計	13回 (285組)	14回 (324組)	14回 (321組)	14回 (378組)	17回予定 (510組定員)
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																				
牛込保健センター	4回(105組)	5回(131組)	5回(134組)	4回(103組)	5回予定 (150組定員)																																				
四谷保健センター	3回(61組)	3回(57組)	3回(54組)	3回(82組)	3回予定 (90組定員)																																				
東新宿保健センター	3回(67組)	3回(81組)	3回(80組)	4回(110組)	5回予定 (150組定員)																																				
落合保健センター	3回(52組)	3回(55組)	3回(53組)	3回(83組)	4回予定 (120組定員)																																				
合計	13回 (285組)	14回 (324組)	14回 (321組)	14回 (378組)	17回予定 (510組定員)																																				

件名 両親学級の運営業務の委託について

保有課(担当課)	保健センター
登録業務の名称	両親学級
委託先	未定(指名競争入札により、実績のある委託業者を選定する。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 【両親学級事業の参加者に係る情報項目】 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、出産予定日、「初産か否か」の情報
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	定員オーバーが常態化している現状を改善するため、開催回数増により区民サービスの向上を図る必要があるが、区職員(助産師等専門職を含む。)による実施回数をこれ以上増やすことは困難である。よって、両親学級の運営業務を、助産師を必要数従事させることができる業者に一括して委託する。
委託の内容	両親学級事業の運営 1 申込み受付 2 問い合わせ業務 3 受講者の決定及び決定通知の発送 4 実施内容の調整 5 会場及び使用物品の準備 6 当日受付 7 当日の実施 8 後片付け 9 事業実施報告(アンケートの集計含む) ※上記1～3、6、7、において、個人情報を取り扱う。
委託の開始時期及び期限	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 書類の保管状況について、毎月、委託先からの報告等に基づき確認する。 3 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 電磁的媒体については、ID・パスワード設定し、アクセスログ管理をさせる。 4 契約の終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返還させる。 5 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。